

平成 27 年度ネットトラブル注意報

- 第 1 号「個人情報を書き込むことの危険性について」（平成 27 年 4 月）
- 第 2 号「犯行予告の書き込みについて」（平成 27 年 5 月）
- 第 3 号「無料通話アプリの『既読機能』をめぐるトラブルについて」（平成 27 年 6 月）
- 第 4 号「不適切な投稿について」（平成 27 年 7 月）
- 第 5 号「危険行為について」（平成 27 年 8 月）
- 第 6 号「リツイート危険性について」（平成 27 年 9 月）
- 第 7 号「インターネット上で知り合った人物と会うことの危険性について」（平成 27 年 10 月）
- 第 8 号「個人を特定される危険性のある情報について」（平成 27 年 11 月）
- 第 9 号「これからの時期に増加する傾向にある投稿について」（平成 27 年 12 月）
- 第 10 号「動画配信の危険性について」（平成 28 年 1 月）
- 第 11 号「文字を使ったコミュニケーションにおける問題点とその対策について」（平成 28 年 2 月）
- 第 12 号「画像の無断掲載による危険性について」（平成 28 年 3 月）

注) 転載する場合、フォントや改行の変更は構いませんが、文章の変更はせず、そのまま御使用くださるようお願いいたします。

◆◆◆平成 27 年度第 1 号「個人情報を書き込むことの危険性について」◆◆◆

インターネットには、個人情報に関する書き込みが多くあります。そのような書き込みの中には、児童生徒によって書き込まれたものもあり、ネットパトロールの際に、顔写真を掲載したものや、本名・学校名などを書き込んだものなどをよく目にします。このような書き込みが原因で起こるトラブルは少なくありません。

【個人情報をもたらすトラブル】

インターネットの書き込みは、誰でも見ることができます。書き込みを見ている人の中には、悪意をもった人物も少なからず存在しています。本名や学校名がこのような人物の目に留まることで、思わぬトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

例えば、以下のようなトラブルが考えられます。

- ・載せられた学校名と顔写真で、学校の前で待ち伏せされたりつきまとわれたりする。
- ・メールアドレスを書きこむことで、迷惑メールやウイルス等が送られてくるようになる。
- ・書き込んだ氏名や学校名などをもとに、自分になりすまされる。

これらは、実際に起きているトラブルの、ほんの一例です。

【なぜ個人情報を書き込むのか】

そもそも、児童生徒はなぜ、インターネットに個人情報を書き込むのでしょうか。一つには、実生活における友達との交流をインターネット上でも同様に行うために書き込んでいるケースが考えられます。友達に自分の書き込みを見つけてもらうために、詳細な個人情報を書き、目印にしているのです。また、インターネットを通じて新しい友達をつくるために書き込んでいる場合もあります。こちらの場合は、自己紹介として個人情報を書き込んでいます。

【本人が意図していないケースも】

最近では、写真や動画から、意図せず個人情報を漏らしてしまうケースも発生しています。

例えば、学校帰りに駅前で撮影した写真をインターネットに載せたところ、その駅の周辺にある学校のホ

ームページを調べられ、身に着けていた制服からどこの学校の生徒なのかということ突き止められてしまう、といったことも起こっています。

【指導のポイント】

まずは、悪意をもった人物の存在を意識させることが大切です。インターネットは、自分たちだけが使っているわけではない、自分が書いた情報を、誰かに悪用されてしまう可能性があるのだ、ということを、児童生徒が理解することが重要です。また、写真や動画をインターネットに掲載する際は、背景などにも気を使い、特徴的な建物や住所が書かれた看板などがうつっていないか、部屋の中で撮影する場合は、賞状や手紙などがうつっていないかなど、事前によく確認する、ということも大切です。一度インターネットに書き込んだ情報は、あとから削除することは非常に困難です。書き込む内容は、誰に見られても構わないもの、消せなくなっても構わないものだけにするよう、使い方を見直させることが肝心です。

◆◆◆平成27年度第2号「犯行予告の書き込みについて」◆◆◆

インターネットの掲示板サイトやSNSなどに、殺人や爆破などの犯行予告が書き込まれることがあります。こうした書き込みは事件として扱われ、警察の捜査対象になります。なかには、児童生徒が犯行予告を書き込み、加害者として逮捕された事件もあります。

【実際の犯行予告】

2014年の2月に、高校2年の男子生徒が、Twitterに爆破予告を書き込み、書類送検されるという事件がありました。男子生徒は、動機について、「Twitterで有名になりたかった。フォロワーを増やしたかった」などと話したとのことでした。

【書き込みの動機と影響】

このように、児童生徒が犯行予告を書き込む動機には、有名になりたかった、世間がどのくらい騒ぐか見てみたかった、ストレス発散のため、などといったものが見られます。

しかし、爆破予告や殺人予告などが書き込まれると、警察が特別な体制をとって警備にあたらなくてはならなくなったり、犯行予告をされた企業や公共機関が通常の営業が行えなくなったりするなど、周囲に多大な影響を与えてしまいます。そのため、実際に犯行を行うつもりがなくても、威力業務妨害や偽計業務妨害などの罪に問われたり、場合によっては、業務上被害を受けた企業などから損害賠償を請求されたりする可能性もあります。

【対策】

こうした書き込みを防ぐためには、「犯行予告は、実際に犯行を行うかどうかにかかわらず犯罪として扱われる行為であり、自分の将来や家族にまで大きな影響を与えてしまうものである」ということを、正しく理解させる必要があります。

また、掲示板やブログなどのサイトは、匿名で投稿できるため、何を書き込んでも投稿者が特定されることはない、と誤解している児童生徒もいるようです。しかし、インターネットへの書き込みは、いつ、どこで、どの機器から書き込まれたものか、という記録が必ず残ります。例え匿名で書き込まれたものでも、投稿者を特定することができるのです。

インターネットの書き込みであっても、自分の発言に責任をもたなければならないということ、指導していくことが大切です。

◆◆◆平成27年度第3号「無料通話アプリの『既読機能』をめぐるトラブルについて」◆◆◆

LINEやカカオトークといった無料通話アプリには、「既読機能」と呼ばれるものがあります。この機能は、相手にメッセージが伝わったことを確認できる便利なものですが、トラブルの原因になってしまうこともあります。

【無料通話アプリでのやりとりが原因になったトラブル】

昨年6月、男子高校生2人が、中学生時代の同級生に対して暴行を加えけがを負わせる事件がありました。また、平成25年の9月には、男子高校生ら4人が、他の高校に通う男子生徒に暴行を加えた後、両足を縛って川に突き落とすという事件も起こっています。

これらの事件は、いずれもLINEの既読機能をめぐるトラブルで、被害生徒からの返信がなかったことに腹を立てた加害生徒が本人を呼び出し、犯行に及んだものです。

【「既読無視」に対する児童生徒の捉え方】

無料通話アプリを使ったやりとりはリアルタイム性が高いため、メッセージを読んだらすぐに返信をするものだと思い込んでいる児童生徒もいます。なかには、「メッセージを読んだら〇分以内に返信をしなくてはいけない」といった独自のルールを作っていることもあります。

また、メッセージを読んだのに返信をしないことを「既読無視（既読スルー）」と呼び、重大なルール違反と考えている児童生徒もいます。そのため、ルールに違反した人物に対しては厳しい対応をすることがあり、人間関係の悪化や、場合によってはいじめや金銭強要、暴力行為などのトラブルにつながっていくケースもあります。

【学校全体での指導が重要】

「既読機能」をめぐるトラブルは、お互いが同じように注意してやりとりを行わなくては防ぐことができません。そのため、個別にではなく、学校全体で指導を行い、メッセージを送った相手に返信を強要したり、返信がないことで相手を非難したりせず、相手の都合を考えながら思いやりをもってやりとりを行わなくてはいけない、ということを理解させることが大切です。

そのうえで、児童生徒自身にも無料通話アプリの利用の仕方について改めて考えさせることも大切です。児童生徒の話し合いの場を設け、安全利用のためのルールづくりなどを行い、児童生徒自身が日頃から適切な利用をこころがけるよう、意識づけをしていくことが重要です。

◆◆◆平成27年度第4号「不適切な投稿について」◆◆◆

SNSやブログに、しばしば、公共の場で悪ふざけをしている様子などを撮影したものが投稿されることがあります。

【不適切な投稿が大きなトラブルに発展した事例】

平成25年に、地下鉄の線路内でピースサインをしている写真を撮影し、Twitterに投稿した男子高校生らが、鉄道営業法違反と軽犯罪法違反の非行事実で逮捕される事件がありました。

この事件では、男子高校生のTwitterのアカウント名や過去の投稿内容などから、本名や通っている学校名などが特定され、それらの情報がインターネット上に広められました。

男子高校生らは、「軽いノリでやった」と話していたようですが、拡散してしまった情報は完全に削除することは困難であり、いまだにインターネット上に残ってしまっています。

【軽はずみな投稿が取り返しのつかない事態になることも】

この事例のように、児童生徒は軽い気持ちで不適切な投稿をすることがあるようです。しかし、インターネット上の投稿は、友人だけでなく誰もが閲覧可能です。また、インターネットには、不適切な行為をしている人物を懲らしめることを目的として、こうした投稿を様々なサイトに貼りつけていく人物もいます。そのような人物の目に留まると、自分の意図しない方法で自分の投稿を勝手に広められ、取り返しのつかない事態になる場合があります。

【児童生徒が不適切な投稿を行わないために】

不適切な投稿が拡散され、インターネット上に残り続けてしまうと、受験や就職活動の際、担当者に見られることで、進学、就職に際し不利益を被ってしまう、ということも考えられます。児童生徒には、インターネット上に投稿する際は、不適切な内容が含まれていないか、誰に見られても困らない内容であるかなどをよく確認し、不適切な投稿を行わないよう指導していくことが大切です。

◆◆◆平成27年度第5号「危険行為について」◆◆◆

動画サイトでは、危険行為を行っている様子を撮影した動画が掲載されることがあります。こうした動画の中には、見れば誰でも実践できるほど、詳細にやり方を解説しているものもあり、児童生徒が興味本位で真似をしてしまうこともあります。

【インターネット上に掲載された危険行為を真似した事例】

昨年、同級生に対して、少年ら数人が、深呼吸をさせた後、胸を強く押して気を失わせるという暴力行為を行い、逮捕、補導されるという事件がありました。これは、大変危険な行為であり、脳に酸素がいなくなり後遺症が残る恐れがあるほか、最悪の場合は死に至る恐れもあります。また、加害の少年らは、Y o u t u b eなどの動画サイトを通じて、この行為の詳細なやり方を知ったようです。

【子供たちが危険行為を真似しないために】

インターネット上に掲載された危険行為の動画は、見ている人の興味を引くように面白おかしく作られていることが多く、動画を見た児童生徒が遊び感覚の軽い気持ちで真似してしまう危険性があります。そのため、興味を引くような動画を見つけたとしても、興味本位で真似するのではなく、それが大きな事故やけがにつながる危険性があるものではないか、あるいは不法なものではないか、ということを児童生徒自身に考えさせる指導等が必要です。また、危険行為がニュース等で話題になった際は、学校で児童生徒を交えて話し合う場を設け、その重大さをしっかりと認識させることも大切です。

◆◆◆平成27年度第6号「リツイート危険性について」◆◆◆

T w i t t e rには、他の利用者の投稿をそのまま再投稿する、リツイートという機能があります。この機能は、面白い投稿を他の利用者に紹介したい場合や、緊急性のある情報を素早く共有したい場合などに使われるものです。児童生徒のT w i t t e r上でも、有名人のつぶやきや、インパクトのある画像などをリツイートしているものをよく見かけますが、こうしたリツイートが思いがけない事態に発展してしまうこともあります。

【リツイートただけで逮捕されることも】

昨年の11月に、Twitter上に投稿された児童ポルノ画像をリツイートしたとして、大阪府の男性が書類送検され、関東地方に住む中学生が非行事実で児童相談所に通告される、という事件が起きました。

この事件では、最初に画像を投稿した横浜市の男性が書類送検されましたが、リツイートした大阪府の男性と中学生も、「不特定多数の人が見られる状態にした」として、同様の罪に問われました。他人の投稿をリツイートしただけでも摘発されます。

【善意のリツイートが混乱を招くことも】

また、Twitterは拡散力が非常に高く、災害等の緊急時にしばしば情報発信に用いられます。しかし、そうした情報を、真偽を確かめずに広めると、大きな混乱を招いてしまうことがあります。

平成23年の東日本大震災の際には、メールや電話などがほとんど使えないという事態が発生しましたが、Twitterはアクセス可能であったため、被災地の状況や被災者の安否確認などにTwitterを利用した人が大勢いました。

その一方で、「有害物質を含んだ雨が降る」、「水道水が危ない」などといった、人々の不安をあおるような情報もTwitter上に拡散されていました。

こうした情報は、善意で他の人に教えてあげようとしたのかもしれませんが、事実かどうか確認もしないまま広めたことで、かえって多くの人々が混乱する結果となりました。

【注意点】

リツイートは、自分の言葉でメッセージを書き込むのと違い、クリック1つで手軽にできてしまうため、自分が多くの人に向けて情報を伝達しているという意識が、どうしても希薄になってしまいます。

児童生徒には、リツイートとは情報を発信する行為であり、軽はずみなリツイートによって、罪に問われたり、現実世界に大きな影響を及ぼしたりする可能性があるということを、理解させることが大切です。

◆◆◆平成27年度第7号「インターネット上で知り合った人物と会うことの危険性について」◆◆◆

インターネットでは、普段なかなか知り合う機会のない人とも気軽に交流することができます。なかには、やりとりを重ねるうちに仲良くなり実際に会う、というケースもあります。

昨年、ベネッセ教育総合研究所が発表した、中学1年生～高校2年生、合計9468名を対象にしたICTメディアの利用実態に関する調査の結果によると、中学生の163人、高校生では512人の生徒が、「インターネットを通じて知り合った人と、直接会ったことがある」と、回答したそうです。

ベネッセ教育総合研究所

中高生のICT利用実態調査 2014 報告書

<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail.php?id=4377>

しかし、インターネット上のやりとりだけでは、相手がどのような人物か分かりません。そのため、実際に会うことは大変危険です。

【インターネット上での悩み相談から性的被害に】

過去に、女子中学生がインターネット上で知り合った40代の男からホテルでわいせつな行為をされるという事件が起きました。男は、この女子生徒以外にも、40人ほどの小中高生に、同様の行為を行っていたようです。男は年齢を隠して、同世代と偽り、少女たちのブログに頻繁にアクセスし、悩んでいる様子の文章を見つけては、書き込みを行って悩み相談に乗り、少女たちを信用させてから、メールアドレスなどの連絡先を聞き出し、少女たちを誘い出していたとのことでした。

【被害に遭わないためには】

最近では、出会い系サイトではないブログやSNSなどの一般のコミュニティサイトでも誘い出しの被害は多く発生しています。

長い時間をかけてやりとりをし、十分に信用させておいてから誘い出すような悪意を持った人物もいます。ネット上でどれだけ仲良くなった相手でも、安心してはいけません。

◆◆◆平成27年度第8号「個人を特定される危険性のある情報について」◆◆◆

今年の2月、中学3年の男子生徒2人が、15歳の少年4人から暴行を受け怪我をさせられるという事件がありました。事の発端は、被害男子生徒2人が、加害少年らの友人が無免許でバイクを運転し死亡事故をおこした件について、Twitter上で、「悲しいとは思えない」などと書き込んだことで、その書き込みを見た加害少年4人が腹を立て、暴行を加えたようです。

後日、加害少年4人は逮捕されましたが、調べによると、加害少年4人と被害男子生徒らの間に面識はなく、書き込みの内容などから被害男子生徒らを特定し、犯行に及んだとのことでした。

【SNSなどへの投稿から個人を特定することは簡単】

事例のように、SNSなどへの書き込みから、名前や学校名、顔写真、さらには居住地などの情報を集められ、個人を特定されてしまうことがあります。プロフィールに記載している個人情報はもちろんですが、学校や住んでいる地域に関する話題、写真の背景などからも、そういった情報を集めることができます。例えば、文化祭の話題から学校名を特定されたり、投稿した写真に写りこんでいた建物の特徴などから住んでいる地域を特定されたり、友達がブログなどに載せた写真から顔を特定されたりするなど、情報を組み合わせることで個人の特定につながる場合もあるのです。

【写真の位置情報で住所などを特定されることも】

ほかにも、注意しなければいけないのが、デジタル写真の位置情報です。この機能は、いつ、どこで撮影したものか、という情報がデジタル写真に付加されているもので、後から写真を見返す際に大変便利ですが、自宅で撮影した写真を、位置情報をつけたままインターネットに投稿してしまうと、閲覧した人物に住所等を知られる可能性があります。

この機能は、ほとんどのスマートフォンについており、設定によって位置情報を残さないようにすることもできます。

なかには、最初から位置情報を残す設定になっているスマートフォンもあるため、自分で設定を確認する必要があります。

また、TwitterやGoogle+などのように、写真を投稿した際、自動的に位置情報が削除される仕様になっているサイトもありますが、インターネットに投稿する際は、位置情報が残らない設定にするなど、自分で管理することが大切です。

【自分でリスクを減らすことが大切】

個人特定のリスクを減らすためには、児童生徒自身が投稿内容に気を配ることが必要になります。

名前や住所、顔写真などの、直接個人に結びつく情報以外にも、断片的な情報を組み合わせることで個人が特定される可能性もある、ということを理解し、日頃から投稿内容に個人の特定につながるものが含まれていないか確認することが大切です。

◆◆◆平成27年度第9号「これからの時期に増加する傾向にある投稿について」◆◆◆

今年も残すところあとわずかとなりました。もうすぐ冬休みが始まります。例年この時期になると、ある投稿の検出数が増える傾向が見られます。

今回は、そんなこれからの時期に増加する投稿についてお話しします。

【飲酒・喫煙に関する投稿に注意】

冬休みはクリスマスや大晦日、お正月など楽しいイベントが盛りだくさんです。友達同士で集まってパーティーを開いたり、遊びに行ったりした様子が、SNSなどにもたくさん投稿されます。

しかし、中には、少々ハメをはずしてしまい、お酒を飲んだり煙草を吸ったりしてしまう児童生徒たちもいます。そもそも飲酒や喫煙行為自体、未成年者が行ってはならないものですが、その様子をSNSなどに書き込んでしまうこともあるのです。

実際に、今年の冬休み期間にも、「酔っぱらった」「二日酔いできつい」といった投稿を多く検出しています。中には、友達同士で集まってお酒を飲んだり、煙草を吸ったりしている様子の写真をのせているものまでありました。

また、「飲んだ」「吸った」といった直接的な記載はないものの、背景にお酒の缶や灰皿などが写りこんでいるなど、飲酒や喫煙をしていたことが読み取れるようなものもありました。

【合格通知、内定通知の投稿も増加】

ほかにも、この時期には、合格通知や内定通知を写真に撮って載せているものもよく見られます。こうした投稿は、進路が決まった児童生徒たちが、みんなに自慢したい、祝ってほしいといった気持ちで行っているのかもしれませんが。

しかし、合格通知や内定通知には、氏名や進学先の学校名、学部名、内定先の企業名などが記載されています。つまりは個人情報です。

こうした書類は、手にすることができた喜びなどから、つい、個人情報という意識が弱くなってしまいがちのようです。過去の調査では、住所が記載されているタイプのものを、公開してしまっている生徒も見られました。

【改めてご指導を】

冬休みから春先にかけて、こういった投稿が増えていきます。特に飲酒・喫煙などについては、学校からの声が届きにくくなる時期に起こります。冬休みを迎える前に、改めて児童生徒に注意を呼びかけてみてください。

◆◆◆平成27年度第10号「動画配信の危険性について」◆◆◆

近年、自分が撮影した動画をインターネットで配信できるサービスが人気を呼んでいます。

中には、専用の機材や特別な設定などもいらず、スマートフォンさえあれば動画配信を始めることができるサービスもあります。そうした手軽さから、友達と遊んでいる様子や家での日常の様子を配信する児童生徒たちも増えていきます。

しかし動画配信が身近なものとなった反面、問題のある動画を配信している児童生徒が増えているのも事実です。

【過激化する動画配信】

TwitterなどのSNSで、児童生徒たちが不適切な行為に関する投稿をおこない、問題になることがあります。動画サービスでもこうした例が出ています。

例えば、飲酒や喫煙を行っているものや、コンビニや電車内などの公共の場で友達とふざけて迷惑行為をしているもの、学校の授業の様子をリアルタイムで実況しながら撮影しているものなどが配信されています。

また、自宅で入浴している様子を自ら撮影するなど、性的な要素を含む動画を配信しているケースもあります。こうした行為がエスカレートして、自ら裸を見せてしまうような児童生徒もでてきます。

【なぜ問題のある動画を配信するのか】

児童生徒の多くは、「いろんな人とつながりたい」「もっと多くの人に自分のことを認めてほしい」といった動機で動画配信を行っているようです。しかし、ありきたりな内容の動画を配信するだけでは、視聴者数も伸びず、コメントもあまり残してもらえない。そこで、多くの人に見てもらうために、露出を増やし、過激な行為をし、動画の内容がエスカレートしていくことがあります。

特に女性配信者の場合は、わいせつ目的で近づいてくる男性が少なからずいます。こうした人物とやりとりしているうちに、言葉巧みに過激な露出へと導かれ、自分の裸をリアルタイムで配信しまうケースもあります。

◆◆◆平成27年度第11号「文字を使ったコミュニケーションにおける問題点とその対策について」◆

インターネットの発展やスマートフォン等の普及につれて、仕事だけでなく、日常でも、文字を使ってやりとりをする機会が増えました。児童生徒の間でも、SNSやLINEを使ったやりとりは、日常的なものになっています。文字を使ってのやりとりは、口頭よりも正確に情報を伝えることができたり、遠方の相手とも気軽に連絡がとれたり、大変便利なものです。しかし、誤解からトラブルが起りやすいのも事実です。今回は、文字を使ったコミュニケーションにおける問題点とその対策についてお話しします。

【文字だけでは微妙なニュアンスが伝わりにくい】

対面でコミュニケーションをとる場合、私たちは言葉以外に、相手の表情や身振り手振り、声のトーンなどの情報を含めて相手の感情を判断しています。しかし、文字を使ってのやりとりには、こうした情報がありません。つまり、文字だけで相手の感情を判断するにはいけないのです。そのため、微妙なニュアンスが伝わりにくく、誤解を招いてしまうことがあります。具体的には、どういったやりとりから誤解が生まれてしまうのでしょうか。ここで1つ、誤解が生まれたやりとりの例をご紹介します。

〔例〕

A子：明日C子の家に10時集合でよかったよね？

B子：そうだよ～

A子：了解！

B子：A子何でくるの？

A子：えっ？　なんでそんなこと言うの？

このやりとりでは、B子は、「明日はどのような交通手段で(電車で？　車で？　など)集合場所に来るの？」と尋ねたつもりでした。しかしA子は、「なぜあなたもC子の家に来るの？　(来ないで欲しい)」といった意味に受け取り、誤解が生まれてしまいました。このように、普段のおしゃべりと同じような感覚で文字のやりとりをしていると、思いもよらない伝わり方をすることがあります。そうした誤解が、けんかやいじめなどのトラブルに発展してしまうこともあるのです。

【文字でのやりとりには、冷静さと相手を思いやる気持ちが必要】

こうしたトラブルを避けるためには、まず、文字でのやりとりは誤解を生みやすいものである、ということを知ることが必要です。

そのうえで、

- ・メッセージを送る前に必ず読み返し、相手がどう感じるか、誤解されそうな表現がないか、確認する
- ・相手の発言で頭にくることがあっても、感情的になって言い返すのではなく、冷静になって相手の発言の真意を考える
- ・文字だけでは微妙なニュアンスを伝えるのが難しい、相手に誤解されるかもしれない、と感じた時は、電話か会って話をする

こうした点に気を配りながら、相手を思いやる気持ちを持ってやりとりをするよう、指導していくことが大切です。

◆◆◆平成27年度第12号「画像の無断掲載による危険性について」◆◆◆

自身で撮影した画像をSNSなどのインターネットに投稿する人が増えています。ネットパトロールの際にも、自分の姿を写したのものや、街や自然の風景を撮影したものなどをよく見かけます。しかし、なかには被写体の許可を得ずに、撮影したものを投稿してしまう児童生徒もおり、トラブルになることがあります。

【無断で他人を撮影した画像の公開は肖像権の侵害になることも】

最近SNSでよく目にするのが、街中で見かけた見知らぬ人を無断で撮影したものです。公共の場で迷惑行為をしている人や、一風変わった外見や服装をしている人などを見かけた際、その様子を写真で撮影し、SNSに投稿してしまう人がいるのです。

無断で他人の写真を撮影、公開することは、肖像権の侵害に該当する可能性があります。場合によっては、対象の人物から名誉棄損で訴えられてしまうかもしれません。また、画像を公開することで、他のインターネット利用者から非難のコメントが集まることもあります。さらに、こうした画像の投稿をきっかけに、投稿者の個人情報も特定され、問題の画像とともに個人情報が拡散されることもあります。

【なぜ無断で他人を撮影し、その写真をインターネットに投稿してしまうのか】

では、なぜ児童生徒は無断で他人を撮影し、その画像をインターネットに投稿してしまうのでしょうか。おそらく、児童生徒も、許可を得ずに他人を勝手に撮影したり、その画像をインターネットに投稿したりすることはいけないことだ、とわかっているでしょう。しかし、肖像権に対する理解が十分でないように思われます。漠然とはわかっている、肖像権を侵害することが不法行為に該当するとまでは認識していないのではないのでしょうか。また、不法行為であると認識していたとしても、肖像権というのは、芸能人やスポーツ選手など、有名人だけが持っている権利であり、誰もが持っているものではない、と考えている児童生徒も多いのかもしれません。

そのため、「迷惑な人がいたからインターネットにのせてこらしめてやろう」「面白い人がいたから友達にも教えてあげよう」といった気持ちが勝ってしまい、他人を勝手に撮影し、その画像をインターネットに投稿してしまうのだと考えられます。

【無断掲載を防ぐために】

他人から無断で写真を撮られたり公表されたりしない権利である肖像権は、有名人だけでなく、一般の人にも持っているものです。この権利を侵害することは、不法行為に該当します。児童生徒には、肖像権に対する正しい知識を身につけさせ、他者を撮影したり、その画像をインターネットに投稿したりする際は、必ず許可をとるよう指導することが必要です。

それと同時に、自分が被害にあった場合にどう感じるか、考えさせることも大事です。知らない人から勝手に写真を撮られて、不快に感じない人はいません。ましてその画像を、誰でも見ることができるインターネットに投稿されることは、ひどく傷つくものです。

また、自分がおもしろいと感じて投稿したものでも、みんなが共感してくれるわけではありません。なかには、不快に感じたり、傷ついたりする人もいます。同じものを見ても、人それぞれ感じ方が違うのだ、ということを理解させ、インターネットに投稿する前に、見た人がどう感じるか考えるよう指導していくことも大切です。